

プロバイダ責任制限法における

インターネット上的人格権侵害等に対する救済（一）

岡本友子

- 一 はじめに
- 二 プロバイダ責任制限法の制定に至る史的展開
 - 1 ISP責任法制定の背景
 - 2 ISP責任法制定前の状況
 - 3 分析
- 三 プロバイダ責任制限法の概要
 - 1 ISP責任法の概要
 - 2 ISP責任法の特徴等

- 3 ガイドライン等の公表
- 4 その他のトピックス（以上本号）
- 四 ネット上の人格権侵害に対する近時の判決動向（以下次号）
 - 1 最高裁判決
 - 2 下級審判決
 - 3 分析
 - 五 「発信者情報開示」「ネット上の誹謗中傷への対応」に関する改正点・提言の検討
- 六 おわりに―総括と展望―

一 はじめに

近年、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムに代表されるソーシャルネットサービス（SNS）等の普及により、インターネット上の自由で気軽なコミュニケーションを行うことができるようになった。しかし、その反面、匿名性の下で、不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対し、一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりする事例も多数発生し、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題化している。

そこで、いわゆるプロバイダ責任制限法（以下「ISP責任法」と略す）と呼ばれる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」^{〔1〕}（平成一三年法律第一三七号）が、二〇〇一年八月に

制定され、同年一月三〇日に公布、二〇〇二年五月二七日に施行された。こうして、インターネット上の匿名の発信者による投稿により被害を受けた者は、被害回復のため、ISP責任法における発信者情報開示請求により発信者を特定し、損害賠償請求等を行うことが考えられ、多くの判例が集積された。

ISP責任法が制定二〇年の節目を迎えるに当たり、総務省では、ISP責任法における発信者情報開示の在り方等について検討を行うため、二〇二〇年四月に、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を発足させ、同年八月三十一日、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」⁽²⁾を公表し、同年一月一日に、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ（案）」⁽³⁾に対する意見募集を行った⁽⁴⁾。

本稿は、まず簡潔にISP責任法の制定の経緯と内容等を確認した上で、同法における近時のネット上の人格権侵害をめぐる判決の動向を概観し、本年「発信者情報開示の在り方に関する研究 最終とりまとめ」や「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」⁽⁵⁾の分析・検討を行いながら、施行後一八年間余のネット被害の特徴とその救済の在り方、今後の課題・展望等について、総合的に考察したい。

二 プロバイダ責任制限法の制定に至る史的展開

1 ISP責任法制定の背景⁽⁶⁾

インターネットの普及に伴い、誰でもが全世界に向けて自由に自己が望むとおりに思いのままに情報を発信できるようになった一方で、インターネット上の情報発信は匿名性が高く、かつ発信された情報が瞬時に拡散するゆえに、権利侵害が起こりやすく、かつ深刻な被害が発生しやすい環境にあるといえる。新聞や雑誌の投書も一般市民が自

由に意見や感想を述べる場であるが、公表前に編集者により事前に投書をチェックされ取捨選択され、内容・表現についても加筆・修正されうる点で、大きく異なる。

このように、事前のチェックも受けず、インターネット上に流される権利侵害の情報により被害を被るケースが増加したものの、匿名性ゆえに発信者の特定が困難であり、被害の回復もまた極めて困難であった。

そこで、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）がどのような責任を負うべきか問題となってくる。例えば、プロバイダやサーバの管理・運営者等が管理する掲示板に、他人の名誉やプライバシーを侵害するような書き込みがなされ、あるいは企業の信用や知的財産を侵害するような情報が掲示されていたような場合、プロバイダ等はどうすべきであるか。プロバイダ等の法的地位や法的責任が問題となる。

かくして、インターネット上で誹謗・中傷等の名誉毀損、個人情報の暴露等のプライバシー侵害を行う発信者の存在が大きな社会問題となり、これらをめぐる紛争が増大してきたにもかかわらず、被害者が、加害者である発信者を特定できないために、全く救済されないという状況が生じた。

そこで、このような不都合を是正することが強く求められ、プロバイダ等による自主的対応を促し、実効性を高めるため、プロバイダ責任制限法の制定に至ったのである。

2-1 SP責任法制定前の状況

プロバイダ責任法が施行される以前は、ネットワーク内での誹謗・中傷等がトラブルとなり、パソコン通信会社やシステム・オペレーター（以下「シスオペ」と略す）をも巻き込み、訴訟にまで発展しているケースもでていた。実際、ネットワークでは、表現の自由を謳歌する一方で、匿名性の陰に隠れ、誹謗・中傷・脅迫等を行う無責任な

者もおり、他方、表現の自由の下、削除をためらう運営者も多数存在していた。

ここでは、会員の端末からパソコン通信を通じて発言が蓄積され、会員相互の意見・情報交換ができる会議室や掲示板機能（「BBS」という）、さらに当時著しい普及をみせていたインターネット上で情報を提供するホームページ等のオンライン・サービスにおいて、プロバイダや掲示板管理者等に対し、損害賠償や発言の削除、発信者の情報開示等を求めた事件を概観してみよう。

(1) ニフティサーバー現代思想フォーラム事件

① 東京地判平成九年五月二六日判時一六一〇号二二頁（第一審）

本件は、 Y_1 （被告・控訴人）の主宰するパソコン通信のフォーラム（電子会議室）において書き込まれた Y_3 （被告・控訴人）の発言が、 X （原告・被控訴人）に対する名誉毀損、侮辱、脅迫であるとして、 X が、 Y_3 並びにシオペの Y_2 （被告・控訴人）に対しては不法行為に基づき、 Y_1 （被告・控訴人）に対しては、上記発言を Y_2 が削除すべきであったのに怠り、上記発言をした者の氏名・住所の開示請求に応じなかったとして、 Y_2 の使用責任又は会員規約に付随する安全配慮義務違反等の債務不履行責任に基づき、慰謝料各一〇〇〇万円及び謝罪広告を求め本訴を提起した事案である（ Y_3 も X に対し不法行為に基づく慰謝料等を求める反訴を提起している）。

東京地裁は、パソコン通信を利用したフォーラムの電子会議室において X 個人に対する発言が名誉毀損や侮辱にあたるとして、書込みをした Y_3 に不法行為責任を認めると共に、フォーラムを運営・管理するシオペ Y_2 もフォーラムの電子会議室に他人の名誉を毀損する発言が書き込まれたことを具体的に知った場合、その他人の名誉が不当に害されることがないよう必要な措置をとるべき条理上の作為義務があると判示した。本件では、 Y_2 の

作為義務違反を認め、パソコン通信主宰者 Y_1 にもシスコベの使用責任があるとして、 X の本訴請求の一部を認容し（慰謝料五〇万円、謝罪広告の掲載は否定）、 Y の反訴請求を棄却した。

②東京高判平成一三年九月五日判時一七八六号八〇頁（控訴審）

東京高裁は、フォーラム上に名誉毀損・侮辱に当たる発言が書き込まれた場合において、シスコベは、一定の場合、この発言を削除すべき条理上の義務を負うとしたが、 Y_3 （被告・控訴人）の一部発言は、 X （原告・被控訴人）に対する名誉毀損及び侮辱であるものの、シスコベ Y_2 には削除義務違反はなく、パソコン通信の主宰者 Y_1 についても、フォーラム上に名誉毀損・侮辱に当たる発言がされても規約による安全配慮義務を負わない、また本件名誉毀損等の内容、程度に照らし、謝罪広告の必要性があるとまでは認め難いとして、原判決を一部変更した（慰謝料五〇万円）。

(2) 都立大学事件

③東京地判平成一一年九月二四日判時一七〇七号一三九頁

本件は、 X らが、 Y_1 の設置する東京都立大学（以下「都立大」という。）の学生である Y_2 、 Y_3 が同大学の管理下にあるコンピュータシステム内に開設したホームページに掲載した文書が X らの名誉を毀損すると主張し、 Y らに各三〇万円の損害賠償と名誉回復措置を求めた事案である。

東京地裁は、「本件文書は、 X らの実名を挙げた上で、 X らグループが中央新歓グループの学生に暴力を振るい傷害を負わせたため、中央新歓グループの学生が X らを交番に連れて行き、 X らを含む八名の学生が交番に収容された旨の記載があり、本件文書を閲覧した者に対し、 X らが傷害事件という犯罪行為をおかしたという印象

を与えるものであるから、本件文書の記載内容が真実であるかどうかにかかわらず、本件文書の掲載によって原告らの社会的評価は低下したものである」と判示した。

これに対し、Y₁らは、X₁らは三月一〇日にも同様な混乱を引き起こし既に都立大学内におけるX₁らの名誉は低下していたから、本件文書の掲載によりX₁らの社会的評価が低下することはないと主張した。しかし、「名誉毀損文書の掲載ことにX₁らの都立大学内における社会的評価も一応低下するものというべきであるし、本件文書が都立大学外者からもインターネットの検索サイトを経由して簡単にアクセスすることが可能なものであり、Y₁ら主張の事情の有無にかかわらず本件文書は学外の者との関係においてX₁らの社会的評価を低下させるものであることは明らかであるとして、Y₁らの主張を退けた。よって、Y₂Y₃が本件ホームページに本件文書を掲載した行為は、本件文書の記載内容が真実であるかどうかにかかわらず、X₁らの名誉を毀損するという私法上違法な行為であり、Y₂Y₃は、右行為によりX₁らに生じた損害を賠償すべき義務を負うと判示した。

また、都立大担当職員は、教養部システム内のホームページ上の名誉毀損文書を削除する権限を有するから、そのような名誉毀損文書の存在を知ったときにはこれを削除すべき義務を負うとのX₁らの主張については、東京地裁は、都立大職員である情報教育担当教員が社会通念上許されない内容の公開情報の削除権限を有するのは、「教養部システム（ひいては都立大教育研究用情報処理システム）を維持するという都立大構成員全体の利益のために認められているもの」であるから、ただちに情報担当教員がX₁らに対する関係において本件文書の削除義務を負うという結論を導き出すことはできないとした。

しかし、「自ら管理するネットワークからインターネット経由で外部に情報が流れる場合において、右の情報の流通を原因として外部の者に被害が生じたときであっても、ネットワーク管理者は常に外部の被害者に対して

被害発生防止義務を負うことがないとはできない。管理者の被害発生防止義務の成否は、事柄の性質に応じて、条理に従い、個別的ないし類型的に検討すべき」と判示した。

続いて、「名誉毀損行為は、犯罪行為であり、私法上も違法な行為ではあるが基本的には被害者と加害者の両名のみが利害関係を有する当事者であり、当事者以外の一般人の利益を侵害するおそれも少なく、管理者においては当該文書が名誉毀損に当たるかどうかの判断も困難なことが多い」点を考慮すると加害者でも被害者でもないネットワーク管理者に対して名誉毀損行為の被害者に被害が発生することを防止すべき私法上の義務を負わせることは、原則として適当ではないものというべきである。管理者においては、品位のない名誉毀損文書が発信されることによるネットワーク全体の信用の低下を防止すべき義務をネットワーク内部の構成員に負うことはあっても、被害者を保護すべき、私法秩序上の職責までは有しないとみるのが社会通念上相当である」とした。したがって、「ネットワークの管理者が名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合においても、右発信を妨げるべき義務を被害者に対する関係においても負うのは、名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られる」とした。

結局、東京地裁は、「本件行為は、本件文書が名誉毀損に当たるかどうかも加害行為の態様の悪質性も、被害の甚大性も、いずれもおおよそ一見して明白であるとはいえないものというべきであるから、都立大担当職員が本件ホームページに本件文書が掲載されたことを知った時点において、被害者であるXらに対してこれを削除するための措置をとるべき私法上の義務を負うものとはいえない」と判示し、各慰謝料三〇〇〇円の限度で一部認容した。

(3) ニフティサーバー本と雑誌のフォーラム事件

④ 東京地判平成一三年八月二七日判時一七七八号九〇頁

本件Xは、Yの提供するパソコン通信上でAから名誉毀損及び侮辱の損害を受けた。Yは、Aがハンドル名にXの本名を使用したプライバシー侵害の不法行為に対し適切な措置を採らなかつたために精神的損害を受けた等として、一〇〇万円の損害賠償を請求すると共に、Yに対してAの氏名、住所の開示を求めている事案である。

東京地裁は、まず、フォーラムやパティオに書き込まれた発言が人の名誉ないし名譽感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、「問題の発言がされた前後の文脈等に照らして、発言内容が不特定多数の第三者に理解可能か否か、当該発言内容が真実と受け取られるおそれがあるか否かを判断の基礎とする必要がある。」と判示した。さらに、「言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由（憲法二一条一項）の基本原理であるから、被害者が、加害者に対し、十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下しないと評価することが可能」とし、その場合、「一部の表現を殊更取出して表現者に対し不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえない。」とした。また、「被害者が、加害者に対し、相当性を欠く発言をし、それに誘発される形で、加害者が、被害者に対し、問題となる発言をしたような場合には、その発言が、対抗言論として許された範囲内のものと認められる限り、違法性を欠くこともある」とする。

そこで、東京地裁は、パソコン通信を利用したフォーラムやパティオの電子会議室においてX個人に対する発言が名誉毀損や侮辱にあたるかにつき、「フォーラム、パティオへの参加を許された会員であれば、自由に発言することが可能であるから、被害者が、加害者に対し、必要かつ十分な反論をすることが容易な媒体」と認めた

上で、「被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるような場合には、社会的評価が低下する危険性が認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しないと解するのが相当である。」とした。

以上を前提として、「パソコン通信上の表現行為の特性に照らすと、パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、発言内容の具体的吟味とともに、当該発言がされた経緯、前後の文脈、被害者からの反論をも併せ考慮した上で、パソコン通信に参加している一般の読者を基準として、当該発言が、人の社会的評価を低下させる危険性を有するか否か、対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである。」と判示した。

結局、東京地裁は、Aが使用した各ハンドル名は、X個人を特定するような内容とは認められないし、一般読者の感受性を基準とした場合、Aの行為はXに対する名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、嫌がらせのいずれにも当たらず不法行為責任を負わないとして、Xの請求を棄却した。

(4) 2ちゃんねる動物病院事件

⑤東京地判平成一四年六月二六日判時一八一〇号七八頁(第一審)

本件は、Y(被告・控訴人)の運営するインターネット上の電子掲示板において、Xら(原告・被控訴人)の名誉を毀損する発言が書き込まれたにもかかわらず、Yがそれらの発言を削除するなどの義務を怠り、Xらの名誉が毀損されるのを放置し、これによりXらは精神的損害等を被った等として、それぞれYに対し、不法行為に基づき損害賠償二五〇万円の支払いを求めるとともに、本件掲示板上の名誉毀損発言の削除を求めた事案である。

東京地裁は、まず、Yの義務につき、Yは、本件掲示板における発言を削除する権限を有していること、Yが

定めた削除ガイドラインの内容が不明確であり、かつ、発言を削除する役割を担う「削除人」はボランティアであるから、削除を求めても必ずしも削除されるとは限らないこと、本件掲示板は匿名利用が可能であり、名誉を棄損された者が発言者を特定し責任を追及することが困難であるのに、発言者は責任を問われることなく名誉棄損的発言を書き込むことが可能であること、他方、本件掲示板は毎日膨大な数の書き込みがあり、Yが常時発言内容を監視し、削除の要否を検討することは、事実上不可能であることからすると、Yは、遅くとも本掲示板で他人の名誉を棄損する発言がなされたことを知り、または、知りえた場合は、直ちに削除すべき条理上の義務があると判断した。

また、発言の公共性、目的の公益性及び真実性については、東京地裁は、本件掲示板における発言によつて名誉権等の権利を侵害された者は、Yが、利用者のIPアドレス等の接続情報を原則として保存していないから、当該発言者を特定して責任を追及することが事実上不可能であり、しかも、被告が定めた削除ガイドラインもあまい、不明確であり、また、他に本件掲示板において違法な発言を防止するための適切な措置を講じているものとも認められないから、設置・運営・管理している被告の責任を追及するほかに、「被告を相手方とする訴訟において、発言の公共性、目的の公益性及び真実性が存在しないことを削除を求める者が立証しない限り削除を請求できないのでは、被害者が被害の回復を図る方途が著しく狭められ、公平を失する結果となる。」と判示した。「本件において、本件各発言に関する真実性の抗弁、相当性の抗弁についての主張・立証責任は、管理者である被告に存するものと解すべきであり、本件各発言の公共性、公益目的、真実性等が明らかではないことを理由に、削除義務の負担を免れることはできない」として、Yは、本件口頭弁論終結時である平成一四年四月一七日においても、本件各名誉毀損発言を削除する等の措置を講じていないから、作為義務違反が認められ、原

告らに対する不法行為が成立すると判示した。

さらに、Yは、本件にはプロバイダー責任法が適用され、同法の制定経緯、規制範囲等に照らすと、被告が本件各発言を削除しなかったことにつき削除義務違反はないと主張するのに対し、東京地裁は、「プロバイダー責任法は、平成一三年一月三〇日に公布され、本件口頭弁論終結後の平成一四年五月二七日に施行されたことは、当裁判所に顕著な事実であり、本件に直ちに適用されるものではないが、その趣旨は十分に尊重すべきである」とした。しかし、「Yは本件掲示板上の発言を削除することが技術的に可能である上、通知書、本件訴状、請求の趣旨訂正申立書等により、本件一ないし三のスレッドにおいて原告らの名誉を毀損する本件各名誉毀損発言が書き込まれたことを知っていたのであり、これによりXらの名誉権が侵害されていることを認識し、又は、認識し得たのであるから、プロバイダー責任法三条一項に照らしても、これにより責任を免れる場合には当たらない」と判示した。結局、Xらに本件発言の一部削除と慰謝料二〇〇万円の限度で、一部認容した。

⑥東京高判平成一四年一二月二五日判時一八一六号五二頁（控訴審）

東京高裁も、同様に、匿名性という本件掲示板の特性を標榜して匿名による発言を誘引しているYには、他人の権利を侵害する発言が書き込まれたときには、被害者の被害が拡大しないようにするため直ちにこれを削除する義務があるものというべきであるとし、第一審を支持し、Yの控訴を棄却した。

3 分析

前掲ニフティサーブ現代思想フォーラム事件①第一審東京地判平成九年五月二六日は、わが国で初めてパソコン通信における名誉棄損による不法行為の成否が争われたケースであり、注目を浴びた。

コンピューター・ネットワークという新しいシステムにおいて、誹謗・中傷・侮辱・プライバシー侵害といった不法行為の成否を判断するに当たり、ネットワークの特性をどのように捉えるべきか。本件では、パソコン通信の電子会議室で誹謗・中傷・侮辱を行った者以外に、パソコン通信の主権者（プロバイダ）・シスオペ（電子会議室の管理者）の責任の範囲・根拠等について、どのように解すべきか。

本件で問題となったのは、(i) ネットワークの匿名性の下では、名誉棄損の前提となる被害者の社会的評価を観念できるのか、(ii) 本件フォーラムは会員相互の論争による現代社会の思想的課題に取り組み目的を有しているところ、ネットワーク上に問題発言がされたとしても、反論して社会的回復を図ることができると等々をどのように考えるか、(iii) シスオペに常時フォーラムを監視することはネットワーク発展の芽を摘むことになりかねず、相当ではないのではないか等、であった。

本件第一審は、表現者による書き込み内容は、個人攻撃的な色彩が強く、社会的評価を低下させるのに十分なものであること、シスオペは、他人の名誉を棄損する表現が書き込まれたことを具体的に知ったと認められる場合、名誉が不当に侵害されないよう必要な措置（削除）をとるべき条理上の義務を負うこと、またプロバイダはシスオペの使用者として責任を負うことを判示し、三者の責任を認めた。

これに対し、前掲②控訴審東京高判平成一三年九月五日は、社会的評価を低下させる表現であり、名誉を棄損するとししたが、シスオペが削除する義務を負うのは、管理者としての権限を行使する上で必要であり、標的とされた者が自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘に基づき、対策を講じても、功を奏しない場合などに限られるとし、シスオペ・プロバイダの責任を否定した。本件控訴審判決は、ネットワークにおける名誉棄損の成否に関する初の判断として、今後同種の事件において、裁判実務に影響を与えることになろう。

また、ニュアンスは異なるものの、第一審及び控訴審（例外的場合）がシスオペに条理上の作意義務を認める点は、その後の前掲都立大学事件③東京地判平成一一年九月二四日、前掲2ちゃんねる動物病院事件⑤第一審東京地判平成一四年六月二六日及び⑥控訴審東京高判平成一四年一二月二五日も、踏襲している。

さらに、主に憲法学者からは、表現の自由の観点から、名誉棄損に対する救済方法は、「対抗言論」（反論・弁明）によるべきとの主張があり、これを消極的に解した第一審に対し批判がなされ、控訴審は、「対抗言論」につき積極的に解し、名誉棄損が認められる範囲を限定した。

関連して、前掲ニフティサーブ本と雑誌のフォーラム事件④東京地判平成一三年八月二七日も、「対抗言論」につき積極的に解した。「言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由（憲法二一条一項）の基本原理であるから、被害者が、加害者に対し、十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下しないと評価することが可能」というものである。

そして、パソコン通信上の表現行為の特性に照らし、パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名譽感情を毀損するか否かを判断するに当たり、「発言内容の具体的吟味とともに、当該発言がされた経緯、前後の文脈、被害者からの反論をも併せ考慮した上で、パソコン通信に参加している一般の読者を基準として、当該発言が、人の社会的評価を低下させる危険性を有するか否か、対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである。」と判示した点が、注目されよう。

しかし、発言が対等な立場に立って責任をもって言論により応酬できるのであればともかく、自らに対する批判を誘発するような先行行為もないのに、被害者に言論による対抗のみを求めるのは適切とはいえないように思われる。

次に、前掲都立大学事件③東京地判平成一一年九月二四日が、大学のサーバ上に開設された学生個人のホームページにより社会的評価が低下したとして名誉棄損は認められたが、管理者である大学が責任を負うのは、「名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られる」とした点は、非常に厳格であり、これでは名誉棄損の発言は第三者にさらされたまま被害者はほとんど救済されないことになり、問題であろう。

最後に、前掲２ちゃんねる動物病院事件⑤第一審東京地判平成一四年六月二六日及び⑥控訴審東京高判平成一四年一二月二五日は、前掲ニフティサーブ現代思想フォーラム事件①東京地判平成九年五月二六日同様、２ちゃんねる運営者も削除権限を有するとして上で、本掲示板で他人の名誉を棄損する発言がなされたことを知り、または知りえた場合は削除すべき条理上の義務を負うことを認めた。

三 プロバイダ責任制限法とその後の展開

1 ISP責任法の概要⁽¹⁾

ISP責任法は、インターネット上のウェブページや電子掲示板、インターネット動画、インターネット生放送など、不特定の者により送信されることを目的とする電気通信の送信（特定電気通信）における情報の流通によって、名誉毀損・著作権侵害・プライバシー侵害等、他人の権利の侵害が問題となる場合を対象として、特定電気通信役務提供者（電気通信事業者たるISPにとどまらず、自己の管理するサーバを他人に提供する企業・学術機関・個人も含み、電子掲示板の設置・運営者も対象となる。以下これらを総称して「プロバイダ等」という）が迅速か

つ適切な対応ができるように、(一)発信者及び被害者との関係におけるプロバイダ等の損害賠償責任の制限(同法三条)及び(二)発信者情報の開示を請求する権利(同四条)について定めている。

(1) 損害賠償責任の制限(同法三条)

I S P 責任法三条は、特定電気通信による情報の流通に関して、発信者と被害者との間で紛争が生じているときに、プロバイダ等は、情報の削除・公開停止等の送信防止措置をしなければ被害者から、送信防止措置をすれば発信者から、それぞれ責任を問われる可能性があるため、それぞれに対して損害賠償責任を負わない場合を明確化する規定をおいている。これがプロバイダ「責任制限」法といわれるゆえんである。

すなわち、同三条一項は、情報の送信がなされた場合のプロバイダ等の責任について、①他人の権利侵害を知っていたか、又は、②情報の流通を知っていたが他人の権利侵害になるとは知らなかった場合で知ることができたと認めるに相当の理由がある場合でなければ、賠償責任を負わない旨規定する(但し客観的に判断し、送信防止措置を講ずることが技術的に可能な場合であったことが要件)。

また、同二項は、情報の削除により発信者に損害が生じた場合にも、①情報の流通により他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、又は、②権利侵害をされたとする者から、侵害情報、侵害された権利、侵害された理由(「侵害情報等」という)を示し、送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、プロバイダ等は、発信者に侵害情報等を示して送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会し、これに対して同意する旨の回答があるか、照会日から七日を経過しても発信者から同意しない旨の申し出がなかったときも、賠償責任を負わないと規定する(但し当該措置が不特定の者に対する送信を防止するため必要な限度において行わ

れたことが要件）。

したがって、情報の流通により権利を侵害された者がでた場合、プロバイダ等は、①情報の流通により他人の権利が侵害されたことを知っていたとき、②他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき、損害賠償責任を負う。また、③情報の流通により他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由がなかったとき、④発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申し出が照会から七日以内であったとき、賠償責任を負うことになる。

ISP責任法の公職の候補者等に係る特例に関する法三条の二は、二〇一三年に行われた公職選挙法改正¹²⁾（平成二五年法律一〇号二〇一三年四月一九日成立、同月二六日施行）を受けて追加されたものである。

(2) 発信者情報の開示を請求する権利（同四条）

匿名性の高いインターネット上で、被害者は、加害者たる発信者に対する民事上の差止請求・損害賠償請求や、捜査機関に対する刑事告訴・告発のため、発信者本人を特定する手段が必要となるところ、ISP責任法第四条が、それを可能とする手段を規定している。

特定電気通信による情報の流通により権利を侵害されたとする者が、発信者の通信の秘密の保護・表現の自由と被害救済の必要性とのバランスから、一定の要件（①権利侵害の明白性、②損害賠償請求権行使その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由）を満たす限り、プロバイダ等に対して、その保有する当該権利の侵害に係る発信者情報¹³⁾（①氏名又は名称、②住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるもの、③電子メールアドレス、④アイ・ピー・アドレス及びポート番号、⑤携帯電話端末等からのインターネット接続サ-

ビズ利用者識別符号、⑥SIMカード識別番号、⑦④⑤⑥のタイムスタンプ)の開示を請求することができる。

一般に、「権利侵害の明白性」と呼ばれる要件は、権利侵害の事実及び違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことを意味し、多くのケースで問題となっている。一般的な不法行為に基づく損害賠償請求と異なり、発信者情報開示請求では、情報を開示される発信者側のプライバシーや表現の自由が考慮されることにより、立証責任が転換される形でこの要件が加重されている。

「正当な理由」要件は、開示請求者が発信者情報を取得する合理的な必要性を意味し、情報を開示される発信者側が受ける不利益も考慮した上で開示請求を行うことが相当であるという意味も含んでいる。他方、認められないケースは、私的制裁等、不当な目的のために開示を受けようとする場合や、既に損害賠償金が支払い済である場合等、上記法的手段をとる必要性がなくなっている場合等が考えられる。

2 特色等⁽¹⁾

第一に、ISP責任法三条二項二号により、送信防止措置をプロバイダ等がとるに当たっての手續を明らかにしており、プロバイダ等がこの手續に従って行動すれば、送信防止措置をとったことによる法的リスクを回避できるようになり(責任範囲の明確化)、これにより問題とされる情報に対して、プロバイダ等が自主的に迅速かつ適切に対応することが促進される。

第二に、同法四条一項により、権利を侵害されたとする者に対して発信者情報を開示することにより、従来よりも被害の回復が容易となる。

3 ガイドライン等の公表

政府は、本ISP責任法施行に当たり次の事項についてその実現に努めるべきとして、付帯決議を行っている。

「一、特定電気通信役務提供者による情報の削除や発信者情報の開示が濫用されることのないよう配慮し、発信者の表現の自由の確保及び通信の秘密の保護に万全を期すこと。

二、インターネット上の違法な情報の流通を原因とする名誉棄損等の権利の侵害が増大にしている現状にかんがみ、特定電気通信役務提供者が違法な情報の削除や発信者情報の開示を迅速かつ適切に行えるよう、運用の在り方等について検討すること。

三、インターネット上における違法な情報等の流通の増大にかんがみ、今後とも、本法の実施状況や技術の進展状況等を踏まえ、国民がインターネット等を安心して利用することができるよう、必要な環境整備に努めること。」

そこで、二〇〇二年二月に、社団法人テレコムサービズ協会（以下「テレサ協」という）・社団法人電気通信事業者協会・社団法人日本インターネットプロバイダ協会・社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「電気通信関連四団体」という）の電気通信事業者団体等が中心となり、学識経験者、法律の実務家、海外の著作権関係団体等をオブザーバとして、ISP責任法の円滑な運用のため、「ISP責任法ガイドライン等検討協議会」（以下「協議会」という）を発足させ、実務上の行動指針となる分野別の「ガイドライン」の検討等を行った。協議会は、これまでISP責任法にもとづく権利侵害への対応について関係ガイドラインを策定・公表し、インターネット上の権利侵害への対応に広く活用されてきた。

すなわち、二〇〇二年五月二四日、(1)「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」¹⁹⁾が作成された。インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削

除要請の統一的手順・様式について記載されている。

その後、当ガイドラインでは、送信防止措置の判断基準として、名誉毀損及びプライバシー侵害の観点から収集した裁判例六四件の要旨を別冊として発行し、さらに三八件の裁判例を加えて計一〇二件の判例要旨集を公開している。

(2) 「著作権関係ガイドライン」⁽¹⁶⁾ (二〇〇三年一月一日一部改正) が公表され、インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一の手順・様式や、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載された。

二〇〇三年五月、(3) 「新版」インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」を公表している。施行以降二〇一〇年八月末までに、一般社団法人日本音楽著作権協会 (J A S R A C) から約四八万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

その後も、二〇〇四年一〇月六日に、被害者自らが被害の回復予防を図ることが困難と認められる重大な人権侵害事案について、法務省人権擁護機関からの削除依頼がプロバイダ等になされた場合の手続を明確にするため、ガイドライン等の一部改訂が行われた。

二〇〇五年七月二一日には、(4) 「商標権関係ガイドライン」⁽¹⁷⁾ が公表された。これは、個別の事案における対応に当たって、ネットオークション事業者等が個別の事情に応じた判断を行うのではなく、ガイドラインに従っているかどうかの形式的な判断をすれば迅速かつ適切な対応が可能とすることを通じ、権利者及びネットオークション事業者等の行動基準を明確化し、特定電気通信による商標権を侵害する情報の流通に対するネットオークション事業者等による迅速かつ適切な対応を促進し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とする。

二〇〇七年二月、⁽⁵⁾「発信者情報開示関係ガイドライン」⁽¹⁸⁾が公表された。これは、二〇〇六年八月二五日、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」（二〇〇五年八月一日から開催）がインターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等による自主的対策及びこれを効果的に支援する制度・方策について検討した最終報告書の提言を受け、公表されたものである。インターネット上で権利侵害があった場合に、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準を示している。

最後に、公職の候補者等に係る特例に関するISP責任法の改正を受けて、二〇一三年四月三〇日に、⁽⁶⁾「名誉毀損・プライバシー関連ガイドライン別冊『公職の候補者等に係る特例』に関する対応手続き」⁽¹⁹⁾（以下「対応手続き」という）が公表された。本対応手続きは、プロバイダ等が公職の候補者等から名誉侵害情報に関する送信防止措置の申出を受けた場合に、特に留意すべき点を明らかにし、もって公職の候補者等に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進などインターネット等を利用した選挙運動が円滑かつ健全に行われることを目的として、プロバイダやサイト管理者向けの対応の参考として作成されたものである。

4 その他のトピックス

(1) 二〇〇六年五月三十一日、財団法人インターネット協会は、インターネットを安心・安全に利用するため、「インターネットホットライン」⁽²⁰⁾を設置し、違法・有害な情報の一元的な通報窓口とした。「ホットライン運用ガイドライン」⁽²¹⁾（同年五月二二日に策定）によると、役割として、①警察への情報提供、②プロバイダや電子掲示板の管理者に対する対応依頼、③関係機関等への情報提供等、④フィルタリング事業者に対する情報提供が挙げられた。⁽²²⁾

(2) 二〇〇六年十一月、電気通信関連四団体「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」⁽²³⁾、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」⁽²⁴⁾を公表している。その後も改訂を行い、前者は二〇一四年二月が、後者は二〇一六年四月一日が、最新のものである。

(3) 二〇〇八年一月、電気通信関連四団体による「違法・有害情報事業者相談センター」を設置し、同年四月から四団体に所属していないプロバイダ等にも相談対象事業者を拡大した。

(4) 二〇〇八年七月一日、テレサ協・サービス倫理委員会が「インターネット接続サービス契約約款モデル条項(β版)」⁽²⁵⁾を公表した。

(5) 二〇〇九年四月から始められた、総務省の「利用者視点をふまえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」⁽²⁶⁾(二〇一一年六月)を公表後、各方面からパブリックコメント⁽²⁷⁾が出された上で省令が改正され、開示の対象が携帯端末の識別番号等に拡大される等、一定の成果が得られた。

さらに、二〇〇五年二月一日、インターネット上での知的財産権侵害品の流通防止を目的として、権利者・権利者団体やインターネットサービス事業者により、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会が設立され、(6) 二〇〇八年三月一日、「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」⁽²⁸⁾(二〇一〇年十二月二三日改訂)が公表された。インターネットオークションサイトなどを通じて知的財産権侵害品が流通することを防ぐために、権利者、並びにインターネットオークション事業者がとるべき行動が明確化された。

上記目的を達成するには、当ガイドラインに基づく出品物の削除だけでは不十分で、利用者に対する啓発活動及び侵害者の特定、損害賠償の請求、刑事告訴といった措置を協同して、総合的に進めていくことが不可欠である。

関係者は、ガイドラインの運用に当たり、正当な消費者の利益を奪うことのないように十分に留意し、それぞれの立場で、最善の努力を払うものとする。

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会は、設立以来、内閣府知的財産戦略推進事務局をはじめ、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁、消費者庁をオブザーバーに迎え、権利者及びインターネットサービス事業者が協同し、インターネットサービスを介した取引を契機としてなされる知的財産権侵害品をめぐる諸問題について、自主的な対策を議論している。

なお、当ガイドラインは、削除措置を中心とした自主的取組みを定めるものであり、憲法及び電気通信事業法上規定される「通信の秘密」にあたる「発信者情報」の開示については、ISP責任法による要件が厳格であることを踏まえ、ガイドラインから除外し、ISP責任法ガイドライン等検討協議会に委ねている。

(7) ISP事業者団体等と権利者団体から成る「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が、二〇一〇年一月に作成された「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」⁽²⁸⁾に基づき啓発メールを送付する活動を実施している。これは、著作権等権利者団体からISPに対して、ファイル共有ソフトを悪用した著作権等侵害行為の事実、及び著作権等侵害行為を中止するよう促す内容の通知を送信することの要請を行い、それに基づきISPが当該通知を発信者に発信する流れについて定め、権利者団体およびISP双方における手続きの透明性を確保するとともに、ファイル共有ソフトによる著作権等権利侵害が違法行為であることの周知啓発を図り、インターネットの適正な利用を促進することを目標とするものである。当活動では、Wimpyネットワークに、権利者団体（もしくはその会員権利者）により著作権等侵であると確認されたコンテンツを共有（公開）しているWimpyユーザーに対し、権利者団体からISPへ啓発メールの送付を要請している。

注

- (1) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000137> [110110年11月21日最終閲覧]
- (2) https://www.soumu.go.jp/main_content/000705947.pdf [110110年11月21日最終閲覧]
- (3) https://www.soumu.go.jp/main_content/000716827.pdf [110110年11月21日最終閲覧]
- (4) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/02kiban18_02000120.html [110110年11月21日最終閲覧]
- (5) 参考文献として、藤原宏高『サイバースペースと法規制』（日本経済新聞社、一九九七）、TMI総合法律事務所編『ITの法律相談』（青林書院、二〇〇四）、高橋和之・松井茂紀編『インターネットと法』（有斐閣、第三版、二〇〇四年）、東京弁護士会インターネット法律研究部編『Q&Aインターネットの法的論点と実務対応』（ぎょうせい、二〇〇五年）、堀部政男編『インターネット社会と法』（新世社、第二版、二〇〇六年）、第二東京弁護士会消費者問題対策委員会編『インターネット消費者相談Q&A』（民事法研究会、第二版、二〇〇七年）、静岡県弁護士会編『新版情報化時代の名誉棄損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務』（ぎょうせい、二〇一〇年）、堀部政男監修『プロバイダ責任制限法 実務と理論―施行一〇年の軌跡と展望―』別冊NBL一四一号（二〇一二年）、松尾剛行『最新判例にみるインターネット上の名誉棄損の理論と実務』（勁草書房、二〇一六年）、関原秀行『基本講義プロバイダ責任制限法 インターネット上の違法・有害情報に関する法律実務』（日本加除出版、二〇一六年）、渡辺泰央『削除・開示請求 法的対応マニュアル』（中央経済社、二〇一七年）、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法』（第一法規、改訂増補第二版、二〇一八年）、関述之『インターネット関係仮処分の実務』（きんざい、二〇一八年）、中澤祐一『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル』（中央経済社、第三版六刷、二〇一九年）、深澤論史『インターネット権利侵害 削除請求・発信者情報開示請求後の法的対応Q&A』（第一法規、二〇二〇年）等、参照。
- (6) 大村真一・大須賀寛之・田中普「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の概要」

- ジュリスト二二一九号一〇七頁以下、NBL七三〇号（二〇〇二年）三〇頁以下、金融法務事情一六三八号六頁以下（二〇〇二年）。
- (7) パソコン通信は、いわば会員間の閉ざされたネットワークであり（今ではその役目を終えている）、世界に向けて開かれているインターネットとは性質が異なるが、インターネット上の人格権侵害等の論点に関し、パソコン通信時代の判決が参考となるため、本稿では特に区別しない。
- (8) ホームページとは、厳密にはブラウザを起動したときに最初に表示されるトップページのことであるが、わが国ではウェブサイトのことを「ホームページ」と呼び場合が多いようである。
- (9) オンライン・サービス・プロバイダには、インターネット・サービス・プロバイダ（インターネット・プロバイダ）、商用パソコン通信業者、大学研究所などの学術部門や行政機関、個人によるBBS主催者等が含まれる（藤原・前掲注（5）一四四頁）。
- (10) なお、東京地裁は、「本件抗議文書の到達をきっかけとして都立大当局がリンク停止の措置をとったこと及び本件訴訟提起の情報に接した情報教育担当教員が本件文書の掲載されたページを閉鎖したことは、教養部システム（ひいては都立大教育究用情報処理システム）の信用を維持するという都立大構成員全体のために必要な行為であるとの判断に基いて行われたもの」であり、都立大担当職員にXらに対する関係における私法上の義務違反行為があったことを何ら根拠付けるものではないとした。
- (11) 総務省のISP責任法の解説に「https://www.soumu.go.jp/main_content/000461787.pdf」[二〇一〇年一月二〇日最終閲覧]
- (12) http://www.shugin.go.jp/internet/db_gian.nsf/html/gian/keika/IDB4282.htm [二〇一〇年一月二〇日最終閲覧]
- (13) 発行者情報開示省令平二三年・平二七年・平二八年の改正による追加修正を含む。詳しくは、前掲注（5）『プロバイダ責任制限法』一一―一四頁参照。
- (14) なお、ISP責任法の課題等につき、例えば、壇俊光「プロバイダ責任制限法の現在の課題」情報法制研究七号二四頁以

下（二〇二〇年）。

- (15) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_mguideline_20180330.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧] 現在は、二〇一八年三月に改訂された第四版である。
- (16) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_031111_1.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (17) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/trademmark_guideline_050721.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (18) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_hguideline_20190403_2.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧] 現在は、二〇一九年四月に改訂された第六版である。
- (19) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/internet_election_guide_ver2.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧] 現在は、二〇二三年六月二十八日改訂の第二版である。
- (20) <http://www.internethotline.jp/> [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (21) <http://www.internethotline.jp/pdf/guideline/20180122guide.pdf> [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧] 現在は、二〇一八年一月二二日の第一四訂である。
- (22) <http://www.internethotline.jp/pages/about/index> [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (23) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/20141215guideline.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (24) https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver11.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (25) http://www2.telesa.or.jp/guideline/pdf/internet_model200807.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (26) https://www.soumu.go.jp/main_content/000117186.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (27) https://www.soumu.go.jp/main_content/000135457.pdf [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]
- (28) <http://www.cipp.jp/pdf/101213guideline.pdf> [二〇二〇年十一月二〇日最終閲覧]

(29) <http://www.coi-fj.jp/shared/pdf/guideline4th.pdf> [二〇一〇年十一月二〇日最終閲覧] 現在は、二〇一四年二月改訂の第四版である。

（未完）